

第51号議案

中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

中間市長 福田 浩

## 中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中間市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年中間市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項を削る。

第5条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に、「再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた」を「定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成12年中間市条例第17号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た」に改め、同条第2項を削る。

第9条第2項第2号、第12条第2項及び第15条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第3項、第18条第2項ただし書及び第19条（見出しを含む。）中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第1項に見出しとして「（施行期日等）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（申合せ）」を付する。

附則第3項に見出しとして「（調整規定）」を付する。

附則第4項に見出しとして「（平成15年6月に支給する期末手当の特例）」を付する。

附則第5項に見出しとして「（平成18年度における地域手当の特例）」を付する。

附則第6項に見出しとして「（平成20年1月1日から平成22年3月31日までの間における地域手当の特例）」を付する。

附則第7項に見出しとして「（平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例）」を付する。

附則に次の見出し及び8項を加える。

（職員が60歳以後に達した場合における特例）

- 8 当分の間、職員が60歳以後に達した日後における最初の4月1日（附則第10項において「特定日」という。）以後における当該職員の給料月額は、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第4項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（給料の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において、異なる給料月額の定めがある場合は当該給料月額）に100分の70を乗じて得た額（50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「7割措置後の給料月額」という。）とする。ただし、育児短時間勤務職員等については、7割措置後の給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 中間市職員の定年等に関する条例(昭和58年中間市条例第26号)第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員

(3) 中間市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

10 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第12項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

11 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

12 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第8項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第10項に規定する職員を除く。)であって、附則第10項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

13 附則第10項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第8項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

14 附則第10項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第17条第5項(第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第17条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第10項、第12項又は第13項の規定による給料の額との合計額」とする。

15 附則第8項から前項までに定めるもののほか、附則第8項の規定による給料月額、附則第10項の規定による給料その他附則第8項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第2中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

「

再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	を
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---

「

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	に
		円	円	円	円	円	円	円	
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	

」

改める。

別表第2の2中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」

に、

「

再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	を
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---

「

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	に
		円	円	円	円	円	円	円	
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	

」

改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。次項において「改正法」という。）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員がこの条例による改正後の中間市一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の条例第4条第3項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第4項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第4条第3項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成12年中間市条例第17号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除した得た数を乗じて得た額とする。

3 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第17条第3項、第18条第2項及び第19条の規定を適用する。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第9条第2項第2号及び第12条第2項の規定を適用する。

5 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の給与に関し必要な事項は、規則で定める。

中間市一般職職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(給料表) 第4条 (略) 2～4 (略)</p> <p>(定年前提任用短時間勤務職員の給料月額) 第5条の2 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前提任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成12年中間市条例第17号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該定年前提任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p>(給料表) 第4条 (略) 2～4 (略) 5 臨時職員の給与については、規則で定める。</p> <p>(再任用職員の給料月額) 第5条の2 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成12年中間市条例第17号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>

(通勤手当)

第9条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の片道の使用距離に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次の表に定める額(育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(略)

(略)

(3) (略)

3～6 (略)

(時間外勤務手当)

第12条 (略)

2 育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる

(通勤手当)

第9条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の片道の使用距離に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次の表に定める額(育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(略)

(略)

(3) (略)

3～6 (略)

(時間外勤務手当)

第12条 (略)

2 育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる

掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3～5 (略)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第15条 勤務1時間当たりの給与の額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7時間45分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、7時間45分に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間）を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。

(期末手当)

第17条 (略)

2 (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第18条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則の定める基準

勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3～5 (略)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第15条 勤務1時間当たりの給与の額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7時間45分（再任用短時間勤務職員にあつては、7時間45分に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間）を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。

(期末手当)

第17条 (略)

2 (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第18条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則の定める基準



に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の100を乗じて得た額の総額を超えてはならない。ただし、前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員は、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、100分の47.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3・4 （略）

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第19条 第8条、第8条の2及び第8条の4の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

（施行期日等）

1 （略）

（申合せ）

2 （略）

（調整規定）

3 （略）

（平成15年6月に支給する期末手当の特例）

4 （略）

（平成18年度における地域手当の特例）

に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の100を乗じて得た額の総額を超えてはならない。ただし、前項の職員のうち再任用職員は、当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の47.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3・4 （略）

（再任用職員についての適用除外）

第19条 第8条、第8条の2及び第8条の4の規定は、再任用職員には適用しない。

附 則

1 （略）

2 （略）

3 （略）

4 （略）

- 5 (略)  
(平成20年1月1日から平成22年3月31日までの間における地域手当の特例)
- 6 (略)  
(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例)
- 7 (略)  
(職員が60歳以後に達した場合における特例)
- 8 当分の間、職員が60歳以後に達した日後における最初の4月1日(附則第10項において「特定日」という。)以後における当該職員の給料月額、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第4項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(給料の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において、異なる給料月額の定めがある場合は当該給料月額)に100分の70を乗じて得た額(50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「7割措置後の給料月額」という。)とする。ただし、育児短時間勤務職員等については、7割措置後の給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。
- 9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。  
(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員  
(2) 中間市職員の定年等に関する条例(昭和58年中間市条例第26

- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 (略)

号) 第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員

(3) 中間市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

10 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第12項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

11 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月



	額	額	額	額	額	額	額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)						
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第2の2 (第4条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年	(略)							

	額	額	額	額	額	額	額
再任用職員以外の職員	(略)						
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第2の2 (第4条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用	(略)							

